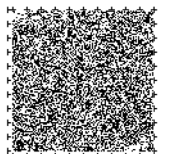
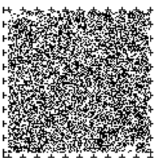


# 第 1 章

## 計画策定の概要





# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定趣旨

我が国の障害者施策に関する基本法としての位置づけを有する「障害者基本法」は、平成23年の改正において障害当事者の参画の下で検討が進められました。そして、平成19年に我が国が署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。

その後、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行されました。

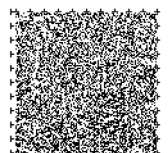
上尾市（以下、「本市」という。）では、平成30年3月に「第2期上尾市障害者計画」（計画期間：平成30年～令和5年度）を策定し、「障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を計画の理念に掲げ、障害者の暮らしを支える施策を展開してきました。

また、障害福祉サービス等の見込量や目標値を定めた「第6期上尾市障害福祉計画」（計画期間：令和3年～令和5年度）、障害児通所支援等の見込量や目標値を定めた「第2期上尾市障害児福祉計画」（計画期間：令和3年～令和5年度）を策定し、障害福祉の推進を図ってきました。

しかし、障害者の人数は増加傾向にあり、急激な社会構造の変化、障害者や家族などの高齢化、障害の重度化・重複化などに起因した課題も生じています。

さらに、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取組をより一層推進していくことが求められています。

「第2期上尾市障害者計画」及び「第6期上尾市障害福祉計画」、「第2期上尾市障害児福祉計画」がその目標年次を迎えたことから、近年の障害者制度の動向等社会情勢の変化を踏まえながら、この間の本市の取組を点検するとともに、市民のニーズを再度把握し、新たに「第3期上尾市障害者計画」及び「第7期上尾市障害福祉計画」、「第3期上尾市障害児福祉計画」を策定するものです。



## 2 計画の性格

### (1) 障害者計画

障害者基本法に基づき、本市における障害者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国及び県の障害者計画を基本とし、さらに、本市における障害者の現況を踏まえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、本市の障害者施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

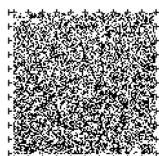
### (2) 障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。「障害福祉計画」は、「障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的方策を定めるものであり、「障害者計画」に内包されるものとして位置づけ、一体的に策定します。

### (3) 障害児福祉計画

平成 28 年 5 月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた障害児福祉サービスの具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。

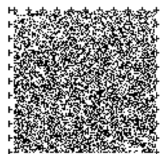
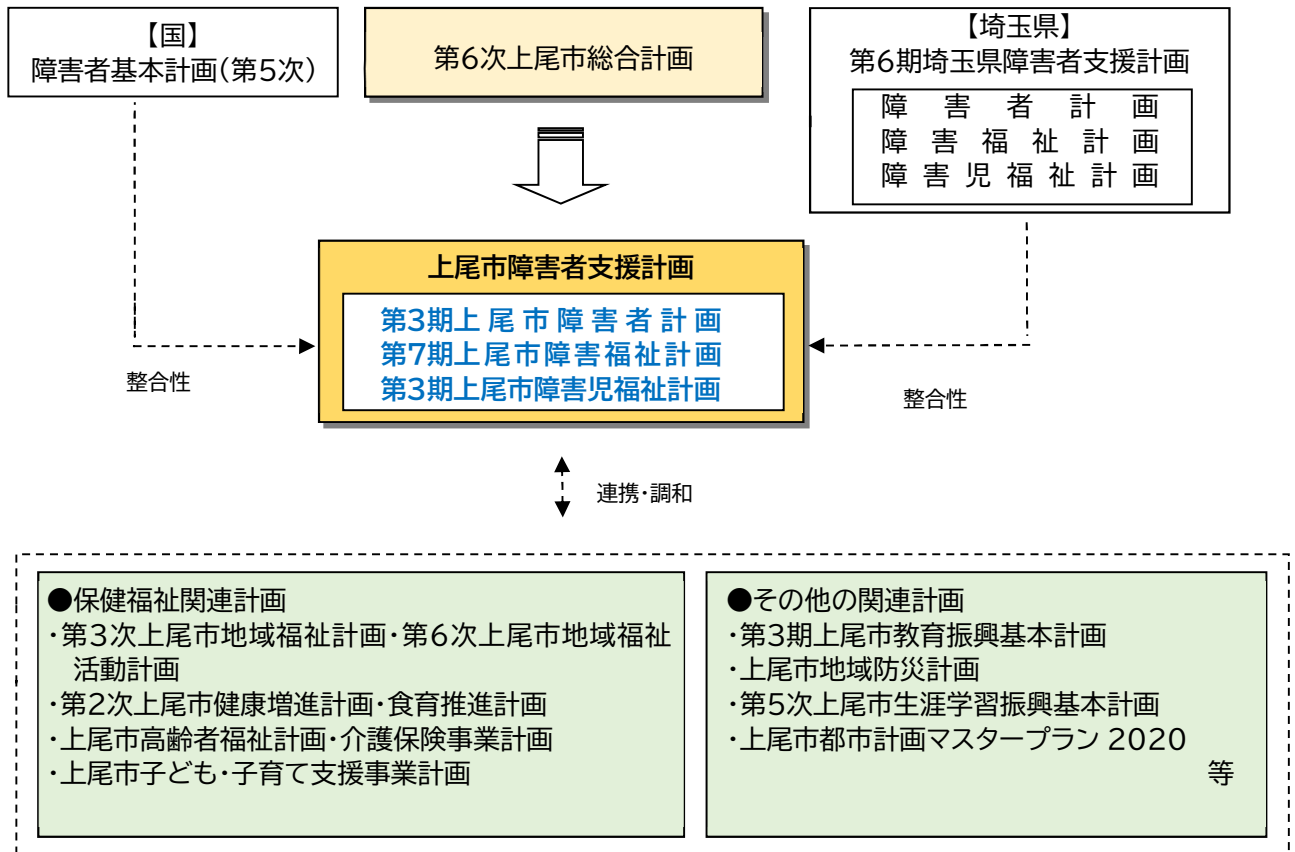
計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障害者計画	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障害者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障害福祉計画	障害者総合支援法第 88 条 1 項	障害者(児)施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障害児福祉計画	児童福祉法 第 33 条の 20		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの



(4) 関連計画との整合性

本計画の策定に当たっては、国の策定する『障害者基本計画(第5次)』、厚生労働省告示『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』及び『第6期埼玉県障害者支援計画』との整合性を図ります。

また、市の最上位計画である『第6次上尾市総合計画』や『第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画』などの各種関連計画と連携・調和がとれたものとしします。



### 3 計画の期間

#### (1) 障害者計画

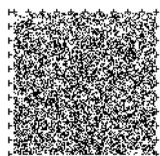
「第3期上尾市障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とします。

#### (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
障害者計画	第2期						第3期					
障害者福祉計画	第5期		第6期			第7期		次期計画				
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期		次期計画				
国の計画	障害者基本計画(第4次) (平成30年度～令和4年度)					障害者基本計画(第5次) (令和5年度から令和9年度)					次期計画	



## 4 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障害者が地域社会で自立を目指し、積極的な社会参加を進めるためには、地域において障害者に対する理解と認識を深めることが重要です。

そのため、本計画は、障害の有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。

## 5 「障害者等」の定義

この計画において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）の他、難病、その他の心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を対象とし、障害者やその家族、地域社会への働きかけも含めた施策を推進します。

障害者基本法では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」をいいます。

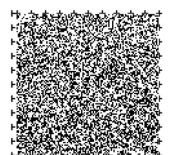
障害者総合支援法では、障害者とは「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病等 のうち 18 歳以上の人」をいい、また、障害児とは「児童福祉法に規定する障害児」をいいます。

発達障害者支援法では、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」として政令で定めており、発達障害者とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける人」をいい、発達障害児とは、「発達障害者のうち 18 歳未満の人」をいいます。

※社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※難病等：治療法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令により 338 疾病(令和 6 年 4 月 1 日から 341 疾病) が指定されている。

※高次脳機能障害：脳の損傷や脳血管疾患、脳の変性疾患などによって、大脳の皮質がつかさどっている言語、思考、記憶、行為遂行といった高次元の認知機能が障害を受けた状態であり、(若年性含む) 認知症を含む器質性精神障害でもあることから、精神障害に含まれる。



## 6 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、計画に盛り込まれる障害者・障害児に対する各種サービスや支援協力体制などが、障害者・障害児のみならず、地域社会全体に関わることから、市民の計画策定への参加や、市民に対する計画内容についての周知が求められています。

そこで、障害者や関連団体等の他、幅広く市民等の意見を計画に反映させることに努めます。

### (1) 上尾市障害福祉施策推進委員会

本計画の策定に当たっては、市民や関係者の幅広い意見を集約できるよう、学識経験者、障害者福祉の事業に従事する者、障害者団体の代表者及び障害者福祉に関する関係機関の職員により構成される「上尾市障害福祉施策推進委員会」において、計画策定に対する意見聴取、協議及び検討を行います。

### (2) 市民アンケート調査の実施

障害者・障害児等の意見を計画に反映させるため、市内の障害者・障害児及び一般市民に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

### (3) 事業所アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害福祉サービス事業所等の運営状況・課題・要望等を把握し、本計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

### (4) 市民コメント制度（パブリックコメント）による意見募集

市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見の概要と、その意見に対する市の考え方をホームページ等で公表するとともに、意見を反映しました。

